

令和6年 10 月 9 日

カナダ産植物の *Potato spindle tuber viroid* を対象とした
緊急的な輸入検査対応について

1. 経緯

- (1) *Potato spindle tuber viroid* (PSTVd) は、植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表2の2の 24 項に規定される検疫有害植物であり、我が国は発生国からの寄主植物の輸入に際し、輸出国での遺伝子診断法による検定を要求している。
- (2) 本年 8 月、隔離栽培検査において、本ウイロイドの発生国としていないカナダを原産地とした植物から、本ウイロイドが検出された事例があったところ。

2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、カナダ産の宿主植物を通じて本ウイロイドが侵入するおそれがあることから、本ウイロイドの侵入を防止するため、暫定的な措置として、以下のとおり検定を実施する。

ただし、輸出国での PSTVd を対象とした遺伝子診断法による検定に係る追記が適切に行われた検査証明書が添付されている場合は、以下の対応の対象から除外する。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、カナダを原産地とする規則別表2の2の 24 項に掲げる植物

(2) 期間

令和6年 10 月 10 日から当面の間

(3) 検定方法

次の数量について、本ウイロイドを対象とした遺伝子検定の実施

植物	検定対象
種子	4,600 粒(同一の検査単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%)
生植物 (種子及び果実を除く。)	検査単位ごとに1%の生植物から若葉(最低1葉)をサンプリングし、検定

	(球根については、検査単位ごとに1%の球根(最低1個)をサンプリングし、検定)
--	---

(4) その他

対象植物の輸入に当たり、精密検定の実施に関して以下の点について留意いただきたい。

- ① 検定実施のため輸入検査時に荷口を留め置くため、苗や穂木等の生植物においては、検定が終了するまでの間に傷みや枯死等による品質劣化の可能性があること
- ② 検定に供する試料の採取のため、組織培養体においては容器を開封する必要があることから、雑菌による汚染が生ずること